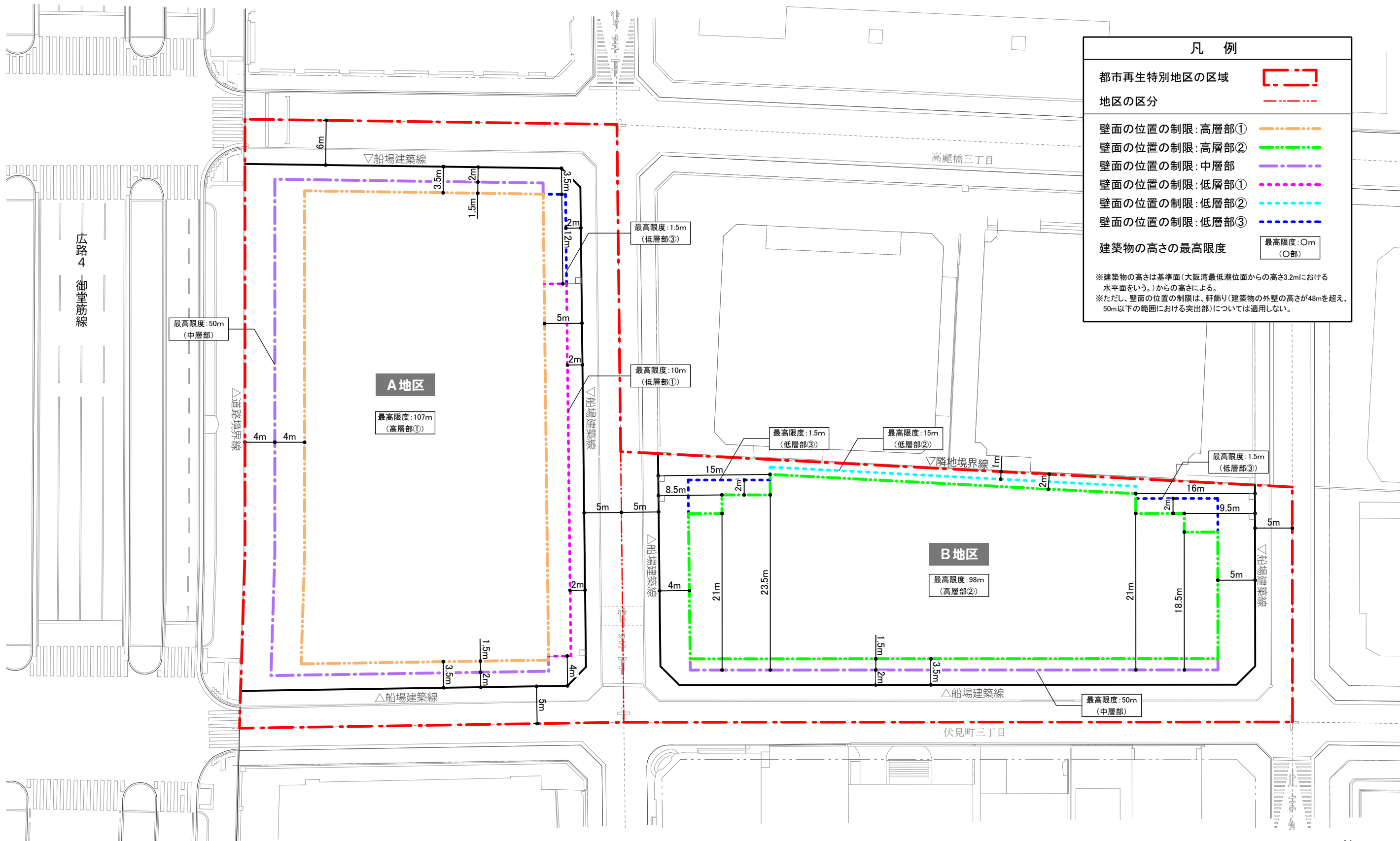


# 説明図 2



凡例	
都市再生特別地区の区域	
地区の区分	
壁面の位置の制限: 高層部①	
壁面の位置の制限: 高層部②	
壁面の位置の制限: 中層部	
壁面の位置の制限: 低層部①	
壁面の位置の制限: 低層部②	
壁面の位置の制限: 低層部③	
建築物の高さの最高限度	最高限度: 〇m (〇部)

※建築物の高さは基準面(大阪湾最低潮位面からの高さ3.2mにおける水平面をいう。)からの高さによる。  
 ※ただし、壁面の位置の制限は、軒飾り(建築物の外壁の高さが48mを超え、50m以下の範囲における突出部)については適用しない。

